成年後見制度利用促進に関する
アンケート調査報告書

2019年（平成31）年2月

特定非営利活動法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー

成年後見制度利用促進に関するアンケート調査報告書

2016 年（平成 28 年）4月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が成立しました。地域における権利擁護支援の促進を目的とし、「本人にメリットを感じられる制度の利用（本人中心の相談支援）」「地域連携ネットワークの構築」「中核機関の設置」などが目標とされました。

甲賀・湖南成年後見センターぱんじーでは、2013 年（平成 25）10 月のセンター開設以降、「成年後見制度にとどまらない権利擁護支援」「支援者支援」「地域づくり」を事業の柱として事業を展開してまいりました。

成年後見制度利用促進法が施行されたことで、より活動の根拠が明らかとなり、センターの事業に拍車をかけるものとなることを期待し、現状と課題を把握するために本調査を行いました。

調査にご協力いただきました、成年後見制度に関わる専門職および各関係機関の皆様、ありがとうございました。

2019 年（平成 31 年）2月

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー　所長　桐高 とよみ

＜目　次＞

・調査概要……　１

・調査まとめ……　２

・専門職アンケート
〔調査Ⅱ　弁護士・司法書士・社会福祉士対象　アンケート調査〕……　９

〔調査Ⅲ－①　病院対象調査〕……１５

〔調査Ⅲ－②　医師対象調査〕……１８

〔調査Ⅲ－③　医療ソーシャルワーカー対象調査〕……２１

・入所施設アンケート
〔調査Ⅳ－①　社会福祉施設対象　アンケート調査〕……２５

〔調査Ⅳ－②　社会福祉施設　ソーシャルワーカー対象　アンケート調査〕……２７

・地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、居宅介護支援事業所、社会福祉協議　会、行政アンケート
〔調査Ⅴ　相談支援従事者対象アンケート調査〕……３１

調査概要

〔調査目的〕

甲賀市、湖南市における成年後見制度利用促進基本計を策定するにあたり、　甲賀圏域における専門職等による成年後見制度の受任状況を把握すること、また、成年後見制度利用促進における「地域連携ネットワーク」の中心として期待されている「中核機関」がどのような役割を果たすべきかを明らかにする。

〔調査対象〕

・行政機関（県、市町）
・社会福祉協議会（県、市町）
・成年後見制度に関わる専門職　等

〔調査方法〕

郵送によるアンケート調査

〔調査期間〕

平成 30 年５月～７月

〔調査結果〕

配布数　３７２
回答数　２２０　　（回収率５９．１％）

問１　回答者の属性について

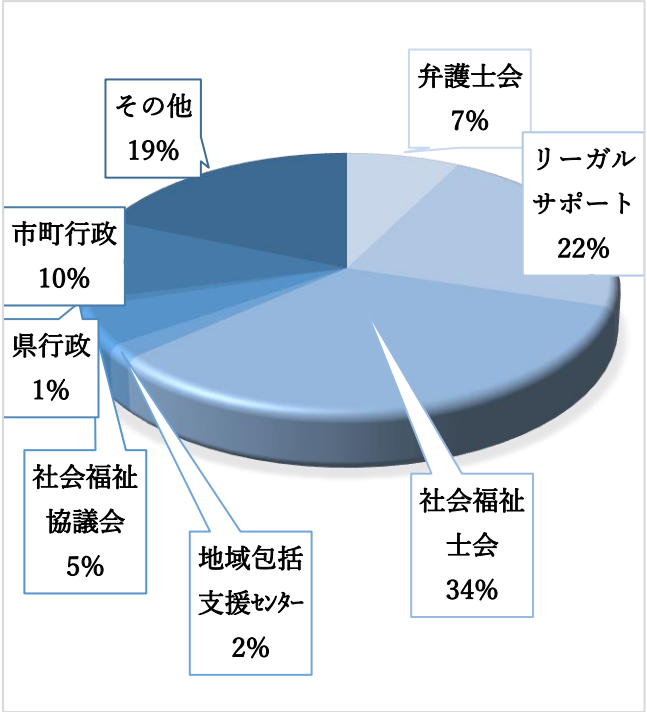

回答者の属性について尋ねた。成年後見制度に関わる専門職が約６０％を占める。「その他」の行政書士を含めると、約 80%となり、行政や社協、直営の地域包括支援センターが約２０％という結果であった。

問２　回答者の福祉圏域について

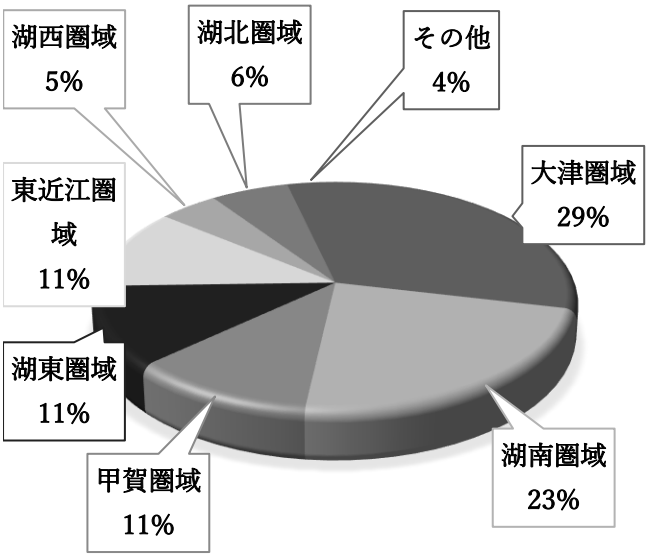

滋賀県内、特に甲賀圏域の権利擁護支援に携わる人材について知ることが目的であったが、団体の所属先を回答されているものもいくつかあり、正確な数値ではないが、甲賀圏域については、県全体の約１割であった。

問３　回答者の所有資格について

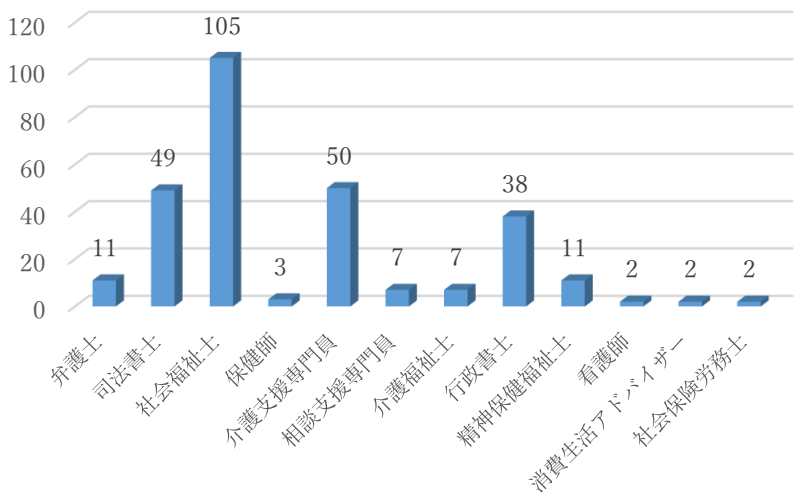

回答者が所有する資格について尋ねた。複数の資格を有する回答者も多くあった。社会福祉士が最も多く、現場はさまざまであるが、権利擁護支援に携わる社会福祉士が多く存在することがわかった。

問４　成年後見受任をしていますか。

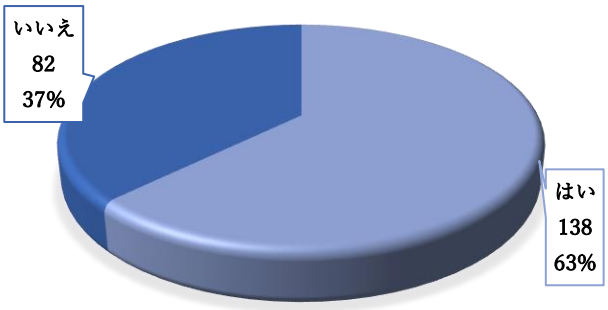

回答者のうち、約６３％の方が現在後見受任をしていることがわかった。問１の行政書士を含む割合（約８０％）と比較すると、大幅に少なくなることがわかった。受任をしていない専門職等が多数いることがわかった。多くの方が受任していただける環境整備が課題のひとつであることがわかる。

問４－１　受任者の圏域別割合

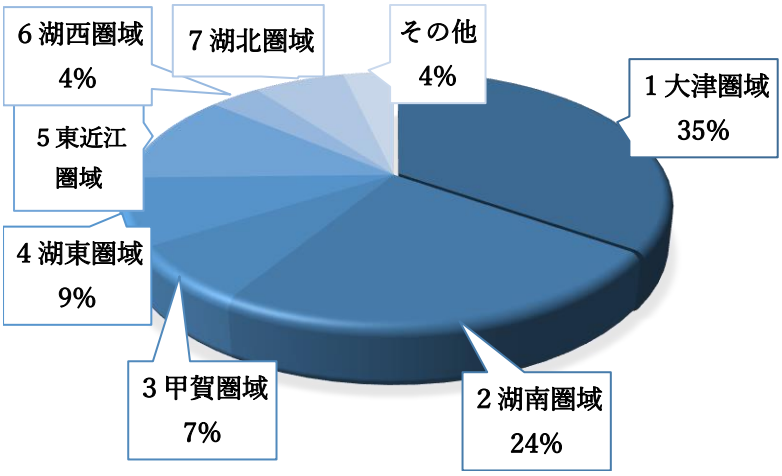

問４に関連して、受任をしている。と回答した１３８の圏域別分類が問４－１の円グラフである。甲賀圏域の割合に注目すると、回答者全体では１１％あったが、受任者数の割合は、７％と少なくなることがわかった。大津、湖南圏域の受任者の割合がわずかであるが、多いことがわかった。

問５　受任件数は何件ですか？

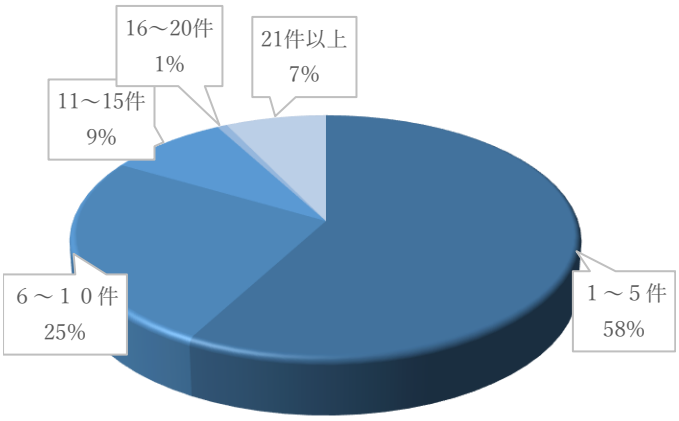

受任者の一人あたりの受任件数を尋ねた。
専門職といえども、１人で担える件数はそれほど多くはなく、約 60%のが５件までの件数であることがわかる。
個人が成年後見受任を行うことの負担が垣間見える。
１人あたりの受任者数を増やすためには、「地域連携ネットワークの仕組みづくり」「中核機関による後見人支援」が重要になることがわかる。

問６　問５のうち、甲賀圏域で成年被後見人等が生活している数

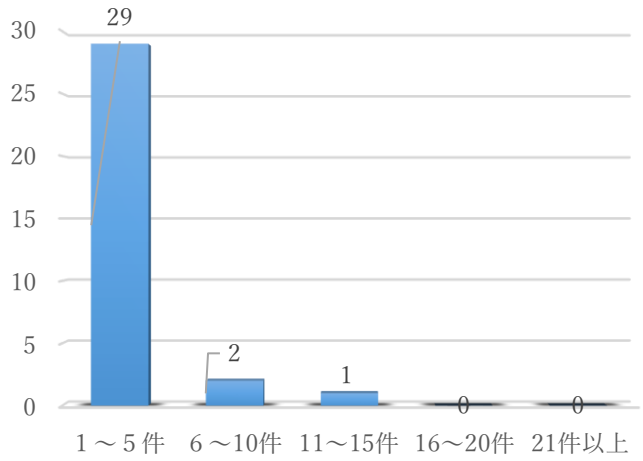

32 人が、甲賀圏域に生活されている方の後見受任をされていることがわかった。
問４の「はい」の１３８との割合では、２３％を超える。
甲賀圏域に属する受任者の担い手７％と比較すると大きく上回るもので、甲賀圏域は他圏域の受任者に頼らざるをえない現状が明らかになった。

問７　「成年後見制度利用促進法」を知っていますか。

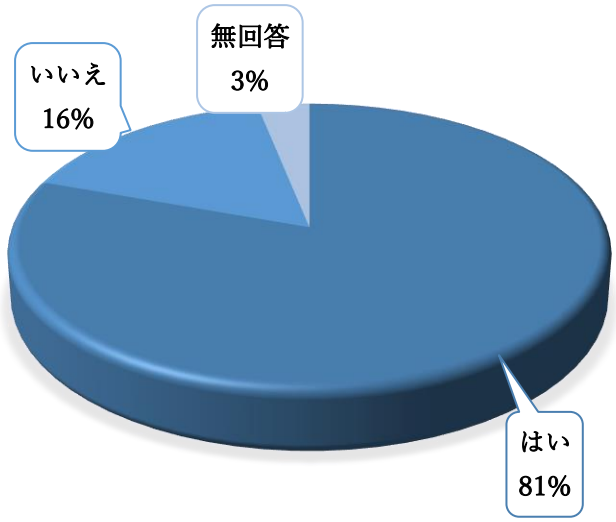

成年後見制度利用促進法の周知度についての設問であった。
約８０％の方は「はい」という回答であったが、回答のなかった方も含めると２０％の方が知らないことがわかった。
成年後見制度に携わる方であっても２割の方には知らない現状であり、高齢者福祉、障がい者福祉従事者、地域の方への周知にはさらに力を入れていく必要がある。

問８　成年後見制度利用促進に関する取組例について（おもなものを抜粋）

〔行政〕

- 市長申立
- 成年後見制度利用支援事業（申立費用、報酬助成）
- 広報・啓発
- 成年後見センターへの業務委託（相談、申立支

〔専門職・社協等〕

- 研修会・セミナーの開催
- 他の専門職との意見交換会
- 後見人の担い手としての市民の養成
- 行政関係の審議会への参加
- 地域での普及啓発講座や出前講座の開催

滋賀県は、福祉圏域ごとに成年後見センターや権利擁護センターが設立されており、「センターへの業務委託」という回答が多くみられた。
また、成年後見制度利用支援事業についても、全市町で行っていることが、回答からも明らかであった。
ただ、先の課題を問う設問の回答の中には、「市町によって利用支援事業の対象者が異なる」ことや、「地域のセンターとの連携ができていない」という課題をあげている回答者もあり、取組をしていることだけではわからない課題もあることがわかった。
一方、専門職や社協などの取組例は左記のとおりであり、地域連携ネットワークの構築には、重要な取組が多く見受けられる。

問９　中核機関に期待することは？

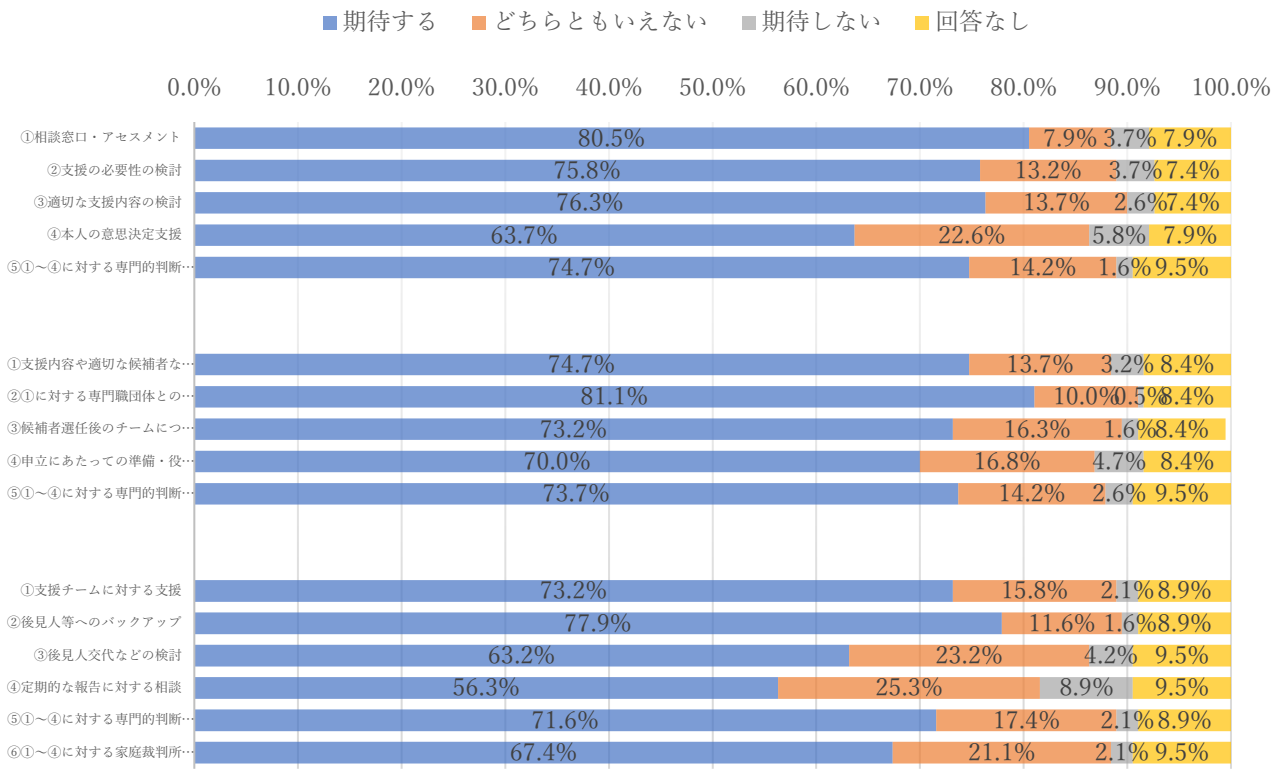

成年後見制度利用促進法に書かれている、中核機関の主な機能について「Ⅰ　相談・アセスメント段階」「Ⅱ　成年後見利用申立期」「Ⅲ　成年後見利用期」の３段階について分類をした。どの段階においても、中核機関の果たす役割は重要で、期待度も高い。

「相談・アセスメント」段階においては、法律の理念である、「本人にとってメリットを感じられる制度の利用」についてのアセスメントが重要であり、Ⅱ・Ⅲの段階にも大きく影響を与えるものと思われる。ぱんじーの相談支援においても、本人のための制度利用というより、むしろ親族や福祉医療関係者が困った時の制度利用が多く見られ、ご本人には納得の得られないものをあった。そのような場合の、中核機関の役割として、「なぜ成年後見制度が必要なのか」という利用目的や、「他の支援で補完できるものがあるのではないか」という、客観的なアセスメントが重要になる。

また、Ⅲ　成年後見制度利用期における中核機関の役割としては、やはり、後見人支援が重要となるであろう。成年後見制度が始まった当初は、成年後見人等が選任されると、「すべての支援は成年後見人等へ」という誤解があり、これまで関わってきた支援者との距離に悩む後見人等が多く見受けられた。

（未だにその課題を抱えている後見人等がいることは、この調査でも明らかである。）

ぱんじーでも親族後見人、専門職後見人を問わず「後見人等を孤立させない」ことを目指して後見人支援を行ってきた。今後も継続していきたい。

課題としてあげられることは、「Ⅰ　相談・アセスメント期」からぱんじーが相談支援に関わってきた案

件に対しては、支援が可能であるが、ぱんじーの関わらないところで後見申立が行われた案件（Ⅲ　成年後見利用期からの案件）に対する支援である。それらの案件に対しては、家庭裁判所との連携が不可欠になってくることが考えられる。ぱんじーとしての課題でもある。

問１０　　地域課題は？（主なものを抜粋）

〔専門職の回答〕

- 受任者の不足
- 困難ケースなど、負担の大きいケースの増加。
- 成年後見等受任者の不足
- 候補者のミスマッチ
- 後見人の質のチェック、質にばらつきがある。
- 意思決定支援の支援体制の構築
- 後見制度の理解がすすんでいない。後見さえつけばあとはこれまでの支援者が楽になるかのように思われている。
- 成年後見人が選任されたあと、それまで関わってきた支援者が離れようとする。
- 後見人選任後のネットワークの構築が難しい。
- 報酬助成の対象の格差
- 親族後見人のサポート体制（専門的助言、支援）

〔行政の回答〕

- 申立相談から受任まで一括で依頼できる機関
- 申立費用の助成や、報酬助成を行えるだけの財政確保
- 第三者後見人（専門職・法人後見受任団体・市民後見人）
- 受任調整機能
- 身元保証等についてサポートできる団体があるが、
- 行政機関、専門職等に共通する課題としては「後見受任の担い手不足」があげられるが、他の課題については、課題認識に違いがあった。成年後見制度利用促進法による中核機関では、その両者の立場や課題を理解し、また、家庭裁判所とも連携する役割を果たしていかなければならない。
- 甲賀圏域の受任者不足についても明らかになったが、甲賀圏域に限らず、他圏域でも同様である。短期に解決できる課題ではなく、行政や地域の関連団体とも協議を進めていくべき課題であることを再認識した。また、限られた人材で制度を運用するためには、中核機関の役割は大きく、調整機能、専門職以外の後見人の要請など、行政、関係機関や団体と連携が重要である。

問１１　必要な資源や機能は？

〔専門職の回答〕

- ▶ 権利擁護支援の必要な方の適切な支援方針が決定できる仕組み
- ▶ 支援チーム同士が支援を共有しあえる場、多職種で共有しあえる場
- ▶ 支援チームをコーディネートする機関
- ▶ 資格を超えた受任資源の養成・確保
- ▶ 法人後見受任団体
- ▶ 本人にふさわしい成年後見人を検討する場
- ▶ 広域的な調整機能
- ▶ 親族後見人・第三者後見人の活動をバックアップする機能
- ▶ 成年後見の専門家として助言をもらえる機関

〔行政の回答〕

- ▶ 申立相談から受任まで一括で依頼できる機関
- ▶ 申立費用の助成や、報酬助成を行えるだけの財政確保
- ▶ 第三者後見人（専門職・法人後見受任団体・市民後見人）
- ▶ 受任調整機能
- ▶ 身元保証等についてサポートできる団体があるが、お金

問１０と同様に、それぞれの立場で必要とする資源･機能について異なることがわかった。
今後、基本計画の策定にあたって、参考になる回答が多くあった。
基本計画を策定することが目的ではなく、地域の権利擁護支援ネットワークの構築にあたって計画の内容について行政、専門職団体等との間で十分な検討が必要である。

〔調査Ⅱ　弁護士・司法書士・社会福祉士対象　アンケート調査〕

＜所属について＞

所属団体	回答数	割合	回収率
1．弁護士会	24	14.5%	34.3%
2．LS滋賀	54	32.7%	58.1%
3．ぱあとなあ	87	52.7%	65.9%
無回答	0	0.0%	
計	165	100.0%	**55.9%**

専門職団体にご協力をいただき、後見人等として活動をされている295名に調査を実施し、半数を超える回答があった。興味の高さが伺える結果となった。

＜後見人等の業務について＞

【問１　後見人等として支援されている中で困っていることはありますか】

	回答数	割合
ある	139	84.2%
ない	18	10.9%
無回答	8	4.8%
計	165	100.0%

成年後見人等の業務の中で、**80%を超える**専門職が困ったことがある。と回答。

【問１　ある　の内容（複数回答）】

	回答数	
1．本人の意思がわからない	62	44.6%
2．支援者同士の連携がスムーズにいかない	25	18.0%
3．本人に合う福祉サービスがどんなものかわからない	24	17.3%
4．医療同意を求められて困った	55	39.6%
5．後見人の業務以上のことを支援者から求められる	60	43.2%
6．その他	44	31.7%

最も多いのは、「**本人の意思がわからない**」。次いで、「**支援者から後見人業務以上のことを求められる**」「**医療同意を求められた**」が多かった。

【問２　困った時の相談先（複数回答）】

	回答数	
1．家庭裁判所	101	72.7%
無回答	5	3.0%
計	5	3.0%

専門職後見人等は、困った時には、「**関係機関**」「**家庭裁判所**」に相談することが多いことがわかった。相談先は内容によって異なると思われるが、「**成年後見**

【問４　連携先はありますか（複数回答）】

	回答数	
1．親族	24	15.7%
2．地域包括支援センター	80	52.3%
3．障害者基幹相談支援センター	31	20.3%
4．ケアマネジャー	107	69.9%

専門職後見人等の連携先として多かったのは、「**入所施設**」「**ケアマネジャー**」次いで「**地域包括支援センター**」であった。少数ではあるが、「**大家**」「**近隣住民**」**も一定の回答があり、インフォーマルな資源も活用**していることがわかった。「その他」としては、

5．介護サービス事業所	79	51.6%
6．入所施設	119	77.8%
7．病院	78	51.0%
8．民生委員	40	26.1%
9．大家	17	11.1%
10．近隣住民	28	18.3%
11．行政	71	46.4%
12．その他	16	10.5%

「本人の友人」「金融機関」「社協」という回答があった。

【問５　連携の内容】

	回答数	
1．ケース会議への参加	119	77.8%
2，近隣住民、民生委員との話し合いの場への参加	32	20.9%
3．サービス内容の相談	97	63.4%
4．親族への財産管理の報告	63	41.2%
5．本人の状態の変化時、一緒に考える	120	78.4%
6．その他	13	8.5%

専門職後見人等の行う連携としては、**「ご本人の支援について一緒に考える」「ケース会議の参加」については、**それぞれ**70%を超える**方が行っている。
「サービスの内容の相談」についても60%以上の方が連携をしている。「その他」の意見として、「本人の意思が尊重されるように一緒に考える」「信頼を寄せる友人と一緒に訪問し本人の意見を話してもらうようにしている」というように、**本人の意思決定支援の過程における連携を行っていることが伺える意見もあった。**

【問６　専門職名簿登録制度について】

	回答数	割合
1．登録したい	62	37.6%
2．登録したいとは思わない	29	17.6%
3．条件つきで登録したい	66	40.0%
4．無回答	8	4.8%
計	165	100.0%

中核機関の機能の一つである、マッチング機能についての設問であった。甲賀圏域は専門職の数が少なく、専門職の担い手については従来からの課題である。今後、ますます権利擁護支援ニーズが高まる中で、マッチング機能は早期に取り組むべき課題といえる。専門職団体と相談しながら、甲賀圏域にふさわしいマッチング機能を検討していくことが望まれる。

【問１　支援者として困っていること】

- 情緒不安定の為、気分の変動がある
- 家族（子）の理解
- 本人の為になること支援者、家族等周辺の人の思いが違うことで判断が難しいこともある。例えば家を売る本人にとっては売りたくないが在宅は困難なケースなど
- 親族から本人の預金額を教えろ、本人が亡くなった際連絡が取れない。葬儀費用を本人の預金から求める額を支出しろ、相続財産を受け取らない（相続放棄の手続きもしない）等、言われ困る事があります。家裁の対応判断に困る事もあります。行方不明の親族を探すが連絡が取れない親族宅を訪ねる、本人の特性を十分理解せず本人からの訴えのまま大金を支出するよう求める等

- 確定した報酬が、もらえない場合がある。市町村によって報酬助成制度の内容にばらつきがある
- 本人以外の親族（敵対関係）から苦情がくることへの対応
- 家族に支援を必要な場合、親と子それぞれの支援者が共有し支援を必要とする場合がある。支援者の確認や行政のたて割の担当で連携ができにくい
- 必要な福祉サービスが制度上の問題で利用できない後見人と被後見人という制度上の関係の中で本人の意思を言える環境が保証できる（お世話になっているという感情がぬぐえない）
- 意思をくもうとするが、それが最善なのか迷う。特にお金の使い方。財産額が増え続けている
- 本人が表出する言葉が本当の意思なのか施設の生活であきらめていないか他にも可能性があるのではないかと考えています
- 後見人の家族間の調整がむずかしいときがある
- ①代理行為目録に預貯金に関する金融機関との一切の取引があるが被保佐人にも通帳管理の権限は存在する。しかしながら定期的に通帳が確認できない場合は後見人等業務が実施できない。②本人から毎回罵声を浴びせられることがある大変な事例もある

- 事実行為の対応が多い。支援者から求められていることではないが、結果的に担う人がいないので対応している。あと、支援で困ってるわけではないが報酬助成（行政）が裁判所の審判付与よりも少ない
- 精神的不安定が続くと時間かまわずTELしてくる事が多くなる。一人暮らしの寂しさをどのようにフォローするか・・・特に夜間のTELが多い
- 本人の意思が全く分からない場合が多く後見人として今の状態の支援で良いのか戸惑う事が多い
- お墓をお守りする人がいないので墓じまいをしてあげたいが、本人の意思がわからない。知力的に理解してもらえない・・・。家裁には「財産を減らさないこと」「本人の意向を・・・」と言われています
- 自分以外（後見人）適当な支援者がいないケース
- ①精神病院で入れ歯を飲み込み緊急入院した患者を次の事故の可能を考え胃ろうをしないと患者を受け入れないという病院しかなかった。②被後見人の治療の一環として医師から胃ろうを一方の親族後見人に強力に勧められた。病院サイド（精神病院）の都合が優先し親族が説得させられた
- 親族との関係性が難しい
- 福祉サービスだけでなく住居等や旅行など通常生活が「健常者」基準で困る。家族との調整（特に介護者方針やお金の使い方）
- サービスだけでは本人の支援が不足している
- そもそも被後見人等のニーズを十分活かすことのできるサービス、社会支援が不足している（契約行為を行うにも、この先が不足している）
- 本人に合う福祉サービスが不足している（ない）
- 開始に向けての連携先、開始時の連携先はどこ？診断書作成の検査付き添いは誰に頼める？
- 報酬は見込めない。本人は報酬の支払いを拒否されるケースがある
- ぱあとなあ滋賀の定例会にて相談
- 本人の死亡後の葬儀の手配。本人死亡後に相続人から財産の引き渡しを要求される
- 親族の思い、意向が強く本人の意志尊重の考え方が理解されない
- ご本人に資産の中で住居処分せざるを得ない時に業者に頼めず大半を自らボランティアで動くしかないことがある
- 現在活動していません。ごめんなさい
- 後見人に選任されたと知った時これまでの支援をしていた福祉の関係者であるにもかかわらず何でも後見人に頼ってこられることがあった。様々な業務で多忙であって少しでも、その人との関係や支援にかかる時間を減らそうと考えていないのか・・・チームとして調整することが困難となることもある
- 本人の意向と客観的な利益が対立状態にある場合に本人に対して強く説得することが本人の意志決定の支援として適切かどうか

【問２　困ったときにどこに相談しているか】

・ ぱあとなあに相談する
・ 本で知識を得る、後見仲間に相談する
・ 法的な課題について司法書士や弁護士等の専門職に相談しています
・ ぱあとなあ滋賀及び会員に相談する、研修会などを利用して意見を聞く
・ 連携しているセンター等と情報提供し合って方向性を見つける
・ 所属団体に相談する
・ ぱあとなあの仲間
・ ぱあとなあ滋賀
・ 内容に応じて関係機関に相談するようにしている。一人では判断しないようにしている。被後見人等の方ができる限りより良い生活が送れるように考えている。弁護士に相談する場合もある
・ ぱあとなあ滋賀の会員に相談する
・ ぱあとなあ滋賀に相談する場合もある
・ 先輩の成年後見人の方
・ 障害者相談支援センター
・ 地域のぱあとなあ会員に相談してます
・ 専門職会議の中で相談
・ 必要であれば、司法の専門職の方に相談する
・ 知り合いの弁護士に相談する
・ ぱあとなあに相談
・ 本人の親族、ケアマネジャー
・ ぱあとなあに相談
・ 支援者間と連携・相談する
・ ぱあとなあ
・ ぱあとなあ所属の人に聞いている
・ 所属団体の先輩方に
・ 支部の後見の人たち
・ ぱあとなあ滋賀
・ ぱあとなあの例会、仲間
・ ぱあとなあ滋賀
・ ぱあとなあ会員
・ 社会福祉会
・ 弁護士

【問４　どのような支援者と連携をしているか】

・ 本人の担当相談支援専門員、グループホーム職員、通所先職員、ホームヘルパー（主に身上監護について）
・ 本人の友人、銀行等金融機関、不動産会社
・ 信頼を寄せている友人
・ 市町村
・ 本人の願い寺、地元の神社、仏壇店
・ 行政機関（内容に応じて）弁護士（複数後見の場合）
・ 警察
・ 障害者サービス事業所
・ あさがお
・ 夫婦の片方を担当している後見人
・ 社協
・ 勤務先（社会福祉法人・障害者雇用）
・ その他の関係者
・ 市社協、働き暮らし応援センター
・ 他の後見人等

【問５　どのように連携しているか】

・ 現状維持ではなく本人のより良い暮らしについて提案。場合によってはヘルパーさんに直接コンサートチケットの取得を頼んだりしている
・ 信頼を寄せる友人と一緒に訪問し本人の意見を話してもらうようにしている
・ 本人の意思が尊重されるように一緒に考える
・ 医療同意
・ 施設→入院時、正式に頼める人は誰？
・ 本人の処遇については常にケアマネジャー又は計画相談員さんと連絡取り合ってる
・ 本人の身上監護
・ 不在になっている家屋を親族が売り払おうとした時司法書士に相談した
・ 社協の地権事業
・ キーパーソンとなるべく人には、なるべく連絡を取って関係性を深められるようにしている
・ メーリングリストにて情報共有
・ 行政や包括と連携し家財の整理を行った

【問６　条件等あれば】

- （回答2）　経験年数が浅いため
- ぱあとなあ滋賀に所属しているが仮にこの制度に登録したとして三者の関係性はどうなるのか。中核機関とはいえ参考説明にあるような地域と滋賀が何もかも一緒とは考えられない。利点もあれば課題も多い。利点、課題を明らかにして再度アンケートをお願いします
- もう少し内容がわかったら考えたい
- ぱあとなあの従来からの家裁からの推薦方法と名簿登録による受任との仕組みの整合性が課題だと思います
- 自分の活動範囲内であれば
- 具体的にどのような内容かわかり自分にできそうだと判断したら
- 詳細を知りたい
- もう少し内容がわかったら検討したい
- 「専門職協力者名簿登録制度」の内容が不明。信頼できる仲間であれば協力関係の話は可能であるが後見人等業務は一人一人内容・問題点が大きく異なっており苦しむ内容も多々ある。「専門職協力者名簿登録」をして何が変わるのかその内容によると思う
- 自分の仕事、家族等融通がきく範囲内の距離等のケースであればフォローしやすいので協力出来るかな・・・と思います
- 関係機関から要請されれば協力はしたい
- 条件というわけではありませんが現状業務過多のため
- 地域の病院の受入れ情報、介護内容（保険外も含む）の提供情報も気軽に提供、相談いただける機関専門職が望まれているが・・・※上記のような問題を専門家個人に丸投げしない組織的フォローがある程度保証されているのならば・・・当職も高齢なので・・・
- 勿論です
- （回答2）　自分自身が高齢であるので
- 担当地域が居所から遠方にある場合、支援の質が落ちるので比較的、居所の近くであれば支援したい
- 節度ある日、時間帯でのサポートが条件となる
- 本人の入所施設と事務所の距離
- 受任想定者の具体的事情を加味した登録であれば
- 広域調整が可能（県域・圏域をこえた）
- 選任予定者しての登録は必要でしょうね
- 活動する時には登録したい
- ぱあとなあも調整機能もっているリーガルサポートも同様、進めるにあたって協議の必要性である、その後の動きにより考えることとなる
- 最低限の個人情報登録であること
- 活動可能な地域であれば・・・
- 彦根市権利擁護サポートセンターの大幅なスキルアップを成しえてから
- 原則として定期的に打ち合わせを行うこと（取りやめの月があっても良い）人材教育を常に行うこと、市民一般の人材感覚が分かりにくい
- （回答2）様子をみる
- （回答2）これ以上の受任はきびしい
- 当該圏域で受任等ができる余力をつくれれば

〔調査Ⅲ－①　病院対象調査〕

＜所属について＞

【問１　所属団体はどちらですか】

	回答数	割合	回収率
１．総合病院	3	75.0%	
２．精神科病院	1	25.0%	
３．無回答	0	0.0%	
計	4	100.0%	**80.0%**

所在地を甲賀市・湖南市とする５機関に対する実態調査。５機関中４機関から回答があった。

＜成年後見制度に関する取組について＞

【問２　職員を制度に関する研修会や勉強会に参加させたことがありますか】

	回答数	割合
１．ある	3	75.0%
２．ない	1	25.0%
３．無回答	0	0.0%
計	4	100.0%

問２・問３では、成年後見制度に関する職員の研修や相談窓口の配置について尋ねた。特に問３では、回答のあった４機関すべてに成年後見制度の相談窓口を配置していることがわかった。

【問３　制度に関する相談窓口の職員を配置していますか】

	回答数	割合
１．配置している	4	100.0%
２．配置していない	0	0.0%
３．無回答	0	0.0%
計	4	100.0%

【問４　制度を利用している方はいますか】

	回答数	割合
１．いる	3	75.0%
２．いない	1	25.0%
３．わからない	0	0.0%
４．無回答	0	0.0%
計	4	100.0%

回答のあった４機関のうち３機関で成年後見制度を利用している利用者がいることがわかった。

【問５　類型について】

	利用者数	割合
１．後見類型	40	90.9%
２．保佐類型	4	9.1%
３．補助類型	0	0.0%
計	44	100.0%

問４で「（利用者が）いる」と、回答のあった３機関で43名の利用者が成年後見制度を利用しており、うち後見類型は90％を超えていることがわかった。最高裁の統計では、令和元年12月末現在で成年後見制度の利用者数のうち、76.5％が後見類型であることと比較すると、後見類型の割合が多いことがわかる。

【問５　後見人と本人の関係】

	後見		保佐	
親族	7	17.5%	1	25.0%
弁護士	3	7.5%	0	
司法書士	25	62.5%	1	25.0%
社会福祉士	4	10.0%	1	25.0%
行政書士	0		0	
会社・法人	0		1	25.0%
税理士	0		0	
社会保険労務士	0		0	
知人・友人	1	2.5%	0	
不明	0		0	
その他	0		0	
計	40	100.0%	4	100.0%

【問６　ご家族に求めることについて（複数回答）】

	回答数	
１．入院時の身元保証	4	100.0%
２．説明を受けること・医療同意	4	100.0%
３．身の回りの支援	4	100.0%
４．金銭の管理・費用の支払い	4	100.0%
５．急死・死亡時の対応	4	100.0%
６．その他	2	50.0%
７．無回答	0	0.0%

病院が家族に求める内容は、1.～5.すべての項目についてどの機関も同様の回答であった。「その他」の回答としては、「退院後の相談、介護、減免申請、施設等申し込み、転院」「入院時の同意（精神保健福祉法上の同意者）」という意見があった。**入院中の利用者の家族の役割は大きい**ことがわかった。同時に、家族のいない利用者に関しては、病院には負担が大きいことが伺える。

【問７　ご家族がいない場合、どのように対応していますか（複数回答）】

	回答数	
1．身元保証を対応してくれる団体を案内し、つないでいる	0	0.0%
2，病院が対応している	2	50.0%
3．成年後見制度の利用のため他機関につないでいる	3	75.0%
4．行政へつないでいる	4	100.0%
5．その他	1	25.0%
6．無回答	0	0.0%

家族がいない利用者には、「3.成年後見制度の利用のため他機関につないでいる」「4．行政へつないでいる」が多い。一方で、「2.病院が対応している」という回答もあった。

【問８　ご家族がいない場合、対応マニュアルは作成されていますか】

	回答数	割合
１．ある	3	75.0%
２．ない	1	25.0%
３．無回答	0	0.0%
計	4	100.0%

【問９　身元保証人がいないことを理由に入院を断ったことはありますか】

	回答数	割合
１．ある	1	25.0%
２．ない	3	75.0%
３．無回答	0	0.0%
計	4	100.0%

〔調査Ⅲ－②　医師対象調査〕

＜所属について＞

【問１　所属団体はどちらですか】

	回答数	割合	回収率
１．総合病院	2	6.1%	
２．精神科病院	2	6.1%	
３．その他	29	87.9%	
計	33	100.0%	**60.0%**

＜成年後見制度について＞

【問２　成年後見制度についてどの程度ご存知ですか】

	回答数	割合
１．よく知っている	17	51.5%
２．名前くらいは知っている	14	42.4%
３．全く知らない	2	6.1%
４．無回答	0	0.0%
計	33	100.0%

成年後見制度の周知についての設問。90％を超える方が「よく知っている」「名前くらいは知っている」と回答。しかしわずかではあるが、「全く知らない」という回答があった。

【問３　制度の説明をすることができますか】

	回答数	割合
１．できる	13	39.4%
２．できない・自信はない	17	51.5%
３．無回答	3	9.1%
計	33	100.0%

半数以上の医師が「制度の説明はできない・自信はない」という回答であり、広報の必要性が明らかである。

【問４　本人情報シートを知っていますか】

	回答数	割合
１．知っている	7	21.2%
２．知らない	25	75.8%
３．無回答	1	3.0%
計	33	100.0%

2019（平成31）年度より成年後見制度申立に係る診断書の作成にあたり、情報提供されるものとして「本人情報シート」の運用がはじまったが、**70％を超える医師が「知らない」と回答。**周知がすすんでいないことがわかった。

【問５　制度が必要と感じたことはありますか】

	回答数	割合
１．ある	23	69.7%
２．ない	10	30.3%
３．無回答	0	0.0%
計	33	100.0%

約70％の医師が担当している患者に対し成年後見制度の利用の必要性を感じたことがある。と回答。

【問６　必要と感じた理由（複数回答）】

	回答数
1．親族等からの経済的侵害を受けている	3
2．医療契約が必要となったため	5
3．本人が財産管理をできないため	**17**
4．身近な親族がいないため	**16**
5．意思決定が難しくなったため	**17**
6．その他	0
7．無回答	0
	58

問５で「ある」と回答した23人の回答。「財産管理」や「意思決定の困難さ」に加え、「身近な親族がいない」という状況が成年後見制度を考えるきっかけであることがわかった。

【問７　制度が必要な場合どのように対応しようと思いますか（複数回答）】

	回答数
1．専門機関等へ相談	**21**
2，親族に相談	**10**
3．病院関係者で検討会議を行う	3
4．病院関係者以外を含め検討会議を行う	3
5．その他	5
6．無回答	5
	47

複数回答ではあるが、成年後見制度が必要と感じた時に専門機関等へ相談していることがわかった。「その他」の回答としては、「行政」「地域包括支援センター」へ相談。という回答が複数あった。**一次相談窓口としては、行政または地域包括支援センターの役割が期待される。**

【問８　ご家族等へ求めることについて（複数回答）】

	回答数
1．入院時の身元保証	12
2．医療機関から説明を受けること・医療同意	**22**
3．身の回りの支援	15
4．金銭管理・費用の支払い	**25**
5．急死・死亡時の対応	**18**
6．その他	0
7．無回答	3
	95

入院中の患者の家族に求めることとして、**「金銭管理・入院費の支払い」「医療同意」「急変時の対応」**が多いことがわかった。既存の施策やサービスでは補完できない課題である一方で、家族機能の低下によりニーズがますます高まるものと考えられる課題である。

【問９　身元保証人がいないことを理由に入院を断ったことがありますか】

	回答数	割合
1．ある	1	3.0%
2．ない	16	48.5%
3．わからない	6	18.2%
4．無回答	10	30.3%
計	33	100.0%

入院時の身元保証人が不在であることにより、入院を断らざるをえなかった病院が少数ではあるが、存在することがわかった。問８でも明らかなように、家族の役割が不十分な場合、医療機関があらゆる課題を抱えることが想定され、現場の悩みが現れている。

【問１０　成年後見人等の職務として認識されている内容について（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理や医療費・利用料等の支払い、財産管理	**31**
2．入院・入所時等の契約行為	**21**
3．入院診療計画、個別支援計画の同意	**20**
4．医療費・利用料等の保証	12
5．日用品の購入、提供、持ち運び	10
6．手術等の医療行為に関する同意	14
7．体調が急変した際や夜間の緊急連絡先	14
8．退院、転院、施設の変更の付添い搬送	14
9．死亡時の遺体、遺品の引き取り	**15**
１０．死亡届の提出	13
１１．火葬・埋葬の契約	12
１２．その他	0
１３．無回答	1
	177

回答者数33人のうち、31人が「金銭の管理や医療費・利用料等の支払い、財産管理」を成年後見人の役割と認識している。次いで「入院契約」「診療計画・支援計画の同意」と回答。財産管理や契約、同意についてすべて本人の意向によるものであること、いわゆる意思決定支援の重要性については、さらに啓発する必要性がある。

【問１１　成年後見制度の利用により効果があったと思われることはありますか（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理ができるようになり、支払いが滞らなくなった	6
2．本人の意思が尊重されるようになった	2
3．虐待が解消された	4
4．治療の方針について、相談することができるようになった	4
5．その他	3
6．無回答	20
	39

成年後見制度の利用により、効果が感じられた内容について「金銭管理ができ、支払いができるようになった」「虐待が解消された」「治療について相談できた」その他の回答では「カンファレンスが成立するようになった」などがある一方で、無回答も多く、その他の回答として「ない」という回答もあり、後見制度の利用により支援者が効果を感じることは少ないことがわかった。

〔調査Ⅲ－③　医療ソーシャルワーカー対象調査〕

＜所属について＞

【問１　所属団体はどちらですか】

	回答数	割合
１．総合病院	5	71.4%
２．精神科病院	2	28.6%
３．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

調査Ⅲ－①と同じ施設に送付、そこでソーシャルワーカーとして相談支援に従事されている方（１施設２人まで）を対象とした。

【問２　職種は何ですか】

	回答数	割合
１．精神保健福祉士	3	37.5%
２．社会福祉士	4	50.0%
３．その他	1	12.5%
４．無回答	0	0.0%
計	8	100.0%

＜成年後見制度について＞

【問３　成年後見制度についてどの程度ご存知ですか】

	回答数	割合
１．よく知っている	5	71.4%
２．名前くらいは知っている	2	28.6%
３．全く知らない	0	0.0%
４．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

日常的に病院で相談対応をされていることもあり、すべての方が成年後見制度について知っておられた。

【問４　制度の説明をすることができますか】

	回答数	割合
１．できる	4	57.1%
２．できない・自信はない	3	42.9%
３．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

【問５　本人情報シートを知っていますか】

	回答数	割合
１．知っている	3	42.9%
２．知らない	4	57.1%
３．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

本人情報シートは50％以上の方が「知らない」と、回答。周知方法に課題があると思われる。

【問６　制度の利用に向けた支援や検討を行ったことがあるか】

	回答数	割合
１．ある	7	100.0%
２．ない	0	0.0%
３．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

すべてのSWが、成年後見制度の利用支援や検討の経験があることがわかった。

【問７　必要と感じた理由（複数回答）】

	回答数
１．悪質な消費被害にあったことがあるため	0
２．親族等から経済的な侵害を受けているため	0
３．入所や福祉サービス、医療に関する契約が必要なため	5
４．本人が財産管理をできないため	6
５．身近な親族がいないため	6
６．法的手続きが必要になったため	3
７．意思決定が難しくなったため	4
８．障害の程度は軽いが過去に金銭トラブルに巻き込まれたため	1
９．その他	0
１０．無回答	0
	25

病院で相談支援をする現場で、成年後見制度が必要と感じた理由で多かった回答は、「福祉サービス等の利用」「財産管理」「親族の不在」だった。次に「意思決定が難しくなった」という回答も複数あり、相談支援従事者の問題意識の高さがうかがえた。

【問８　制度の利用に向けた支援や検討を行ったが利用に至らなかったことがあるか】

	回答数	割合
１．ある	6	85.7%
２．ない	1	14.3%
３．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

制度の利用を検討したが、実際に制度の利用に至らなかったことが多いことがわかる。問９では、その理由を尋ねたが、すべての回答で「本人や家族が利用を望まなかった」という回答であった。支援者側の必要性と本人・家族の制度の理解にずれがあり、制度の必要性や本人にメリットが感じられるような制度の利用が求められる。

【問９　利用に至らなかった理由（複数回答）】

	回答数
１．どうやって手続きしたらよいかわからないため	0
２．利用すると、どんな効果があるかわからないため	0
３．費用がどのくらいかかるかわからないため	0
４．どういう人が後見人等になるか不安なため	0
５．家族と後見人等との違いがわからないため	0
６．後見人等の不正が怖いため	0
７．地域福祉権利擁護事業の利用のほうが簡単だったため	0
８．本人・家族が利用を望まないため	6
９．その他	0
１０．無回答	0
	6

【問１０　制度の利用に係る申立ての手続きの対応を行った経験について（複数回答）】

	回答数
1．面接・訪問等による本人等の情報収集	4
2．申立書の書き方の助言	2
3．診断書作成のため担当医師への本人情報の伝達	2
4．戸籍や住民票取得のため市役所へ同行、委任での代理取得	0
5．通帳のコピー等必要となる添付書類をそろえる	1
6．登記されていないことの証明書発行に係る申請の手伝い	0
7．他機関から依頼された内容の対応	3
8．家庭裁判所への面談同行や調査官面談の立会	2
9．特に対応したことがない	2
１０．その他	0
１１．無回答	0
	16

病院の相談員の相談で、成年後見制度申立に係る対応は、「本人等の情報収集」「他機関からの依頼によるもの」が多かった。中には、「対応をしたことがない」という回答が1割程度あった。

【問１１　成年後見人等の職務として認識されている内容について（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理や医療費・利用料等の支払い、財産管理	7
2．入院・入所時等の契約行為	6
3．入院診療計画、個別支援計画の同意	5
4．医療費・利用料等の保証	3
5．日用品の購入、提供、持ち運び	4
6．手術等の医療行為に関する同意	0
7．体調が急変した際や夜間の緊急連絡先	5
8．退院、転院、施設の変更の付添い搬送	6
9．死亡時の遺体、遺品の引き取り	3
１０．死亡届の提出	3
１１．火葬・埋葬の契約	3
１２．その他	0
１３．無回答	0
	45

成年後見制度の職務の理解についての設問。「**入院費の支払いなど金銭管理**」「**入院・入所契約**」「**診療計画・個別支援計画の同意**」の回答が多かった。一方で「通院の付き添い、搬送」「日用品の購入、提供、持ち運び」など、必ずしも後見人の職務とはいえない内容や、「**医療費・利用料等の保証**」**など、誤った認識**を持たれていることもわかった。

【問１２　成年後見制度の利用により効果があったと思われることはありますか（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理ができるようになり、支払いが滞らなくなった	5
2．本人の意思が尊重されるようになった	1
3．虐待が解消された	1
4．治療の方針について、相談することができるようになった	2
5．その他	0
6．無回答	1
	10

成年後見制度の利用を考えるきっかけにもよるが、「支払いが滞らなくなった」が一番多かった。「支援方針について相談できるようになった」という回答も複数あり、本人が入院する現場で、医療の提供側が誰にも相談できずに困っていたことがうかがえる。

【問１３　制度が必要となった場合どうされますか（複数回答）】

	回答数
1．他機関へ相談	6
2．親族に相談	4
3．病院関係者で検討会議を行う	2
4．病院関係者以外を含め検討会議を行う	3
5．その他	0
6．無回答	0
	15

ソーシャルワーカーは、回答者のすべての方が、内部での検討や、他機関への相談を経て制度利用について検討していることがわかった。相談先も複数に渡ることがわかった。困ったときに相談できる地域連携ネットワークの必要性が問われる。

【問１４　どこの機関等に相談しますか。（複数回答）】

	回答数
1．行政	4
2．地域包括支援センター	4
3．障害者相談支援センター	2
4．甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	6
5．家庭裁判所	0
6．法律の専門家	1
7．その他	0
8．無回答	0
	17

相談先として、「ぱんじー」「行政」「包括」の順に多かった。

【問１５　ぱんじーをご存知ですか】

	回答数	割合
1．センターがあることを知っており、役割や機能についてもある程度知っている	**7**	**100.0%**
2．センターがあることは知っているが、役割や機能は知らない	0	0.0%
3．センターがあることを知らない	0	0.0%
4．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

【問１６　意思決定支援について、後見人等と相談しながら支援をしたことがありますか】

	回答数	割合
1．ある	**5**	**71.4%**
2．ない	2	28.6%
3．無回答	0	0.0%
計	7	100.0%

【問１７　意思を確認することが困難な場合の意思決定に関する支援はどのようにされますか(複数回答)】

	回答数
1．内部で検討会議を行い支援する	1
2．ケアマネジャーや計画相談担当者と相談し支援する	2
3．行政の担当者と相談して支援する	1
4．今まで意思決定に関する支援に携わることはなかった	0
5．その他	0
6．無回答	0
	4

問16では多くの方が意思決定支援について後見人等と相談しながら支援をされていることがわかったが、支援の方法については確立されていない。模索しながら支援をしていることが推測できる。

〔調査Ⅳ－①　社会福祉施設対象アンケート調査〕

＜施設の種別＞

	回答数	割合	回収率
1．特別養護老人ホーム（高齢）	9	25.7%	64.3%
2．認知症高齢者グループホーム（高齢）	7	20.0%	63.6%
3．介護老人保健施設（高齢）	4	11.4%	80.0%
4．軽費老人ホーム（高齢）	2	5.7%	66.7%
5．入所施設（障がい）	4	11.4%	50.0%
6．共同生活援助施設（障がい）	8	22.9%	61.5%
7．生活訓練施設（障がい）	0	0.0%	0.0%
8．無回答	1	2.9%	
計	35	100.0%	**58.3%**

甲賀市・湖南市の高齢者施設、障がい者施設60か所にアンケートを送付。回収率58.3%あり、関心の高さがうかがえる。比較的高齢者施設の回答率が高く、障がい者施設よりもニーズが高いことが推測できる。

＜成年後見制度に関する取組について＞

【問２　職員を制度に関する研修会や勉強会に参加させたことがありますか】

	回答数	割合
1．ある	23	65.7%
2．ない	12	34.3%
3．無回答	0	0.0%
計	35	100.0%

成年後見制度に関する研修会や勉強会に職員を派遣したことのある事業所が60%以上あり、関心の高さがうかがえる。

【問３　制度に関する相談窓口の職員を配置していますか】

	回答数	割合
1．配置している	11	31.4%
2．配置していない	24	68.6%
3．無回答	0	0.0%
計	35	100.0%

＜成年後見制度の利用に関すること＞

【問４　制度を利用している方はいますか】

	回答数	割合
1．いる	26	74.3%
2．いない	9	25.7%
3．わからない	0	0.0%
4．無回答	0	0.0%
計	35	100.0%

成年後見制度の利用についての設問。回答のあった35事業所のうち、70%を超える事業所で成年後見制度の利用者がいることがわかった。

【問５　類型について】

	回答数	割合
1．後見類型	134	89.3%
2．保佐類型	15	10.0%
3．補助類型	1	0.7%
計	150	100.0%

利用者のうち、圧倒的に後見類型が多く、補助に関しては１%未満であった。

＜施設が求める支援について＞

【問６　ご家族に求めることについて（複数回答）】

	回答数
1．入所に関する保証	23
2．金銭管理・費用の支払い	26
3．急死・死亡時の対応	31
4．通院の支援	13
5．緊急連絡の対応	32
6．医療同意、入院・入所契約手続き	29
7．その他	3
8．無回答	0
	157

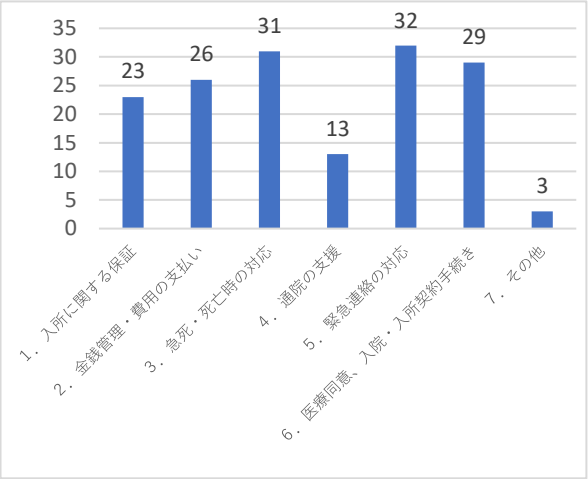

施設として、家族に求める内容は、「緊急時の対応」「死亡時の対応」が多かった。その他の回答として「進路決定」「面会」「特にない」ものがあった。

【問７　ご家族がいない場合、どのように対応していますか（複数回答）】

	回答数
1．身元保証を対応してくれる団体を案内し、つないでいる	2
2．施設で対応している	16
3．成年後見制度の利用のため他機関につないでいる	18
4．行政へつないでいる	16
5．その他	8
6．無回答	0
	60

家族がいない場合、「施設で対応」と回答が多かった。行政につないだり、成年後見制度の利用につなげ、施設だけで抱え込まず、他機関と連携している回答も多くみられた。地域連携ネットワークの重要性が明らかになった。また、その他の回答として「家族のいない人の利用がない」という回答が複数あった。

【問８　ご家族がいない場合、対応マニュアルは作成されていますか】

	回答数	割合
1．ある	2	5.7%
2．ない	33	94.3%
3．無回答	0	0.0%
計	35	100.0%

ほとんどの施設が家族不在の場合のマニュアルが作成されていない。

【問９　身元保証人がいないことを理由に入所を断ったことはありますか】

	回答数	割合
1．ある	5	14.3%
2．ない	30	85.7%
3．無回答	0	0.0%
計	35	100.0%

保証人がいないことで入所を断ったことがある事業所は、14.3%あり、身元保証人がないことで居住の場の選択が限定されていくことが懸念される。

〔調査Ⅳ－②　社会福祉施設　ソーシャルワーカー対象　アンケート調査〕

＜所属の施設種別について＞

【問１　所属されている施設はどちらですか】

	回答数	割合	回収率
１．特別養護老人ホーム（高齢）	13	23.2%	46.4%
２．認知症高齢者グループホーム（高齢）	11	19.6%	50.0%
３．介護老人保健施設（高齢）	6	10.7%	60.0%
４．軽費老人ホーム（高齢）	4	7.1%	66.7%
５．入所施設（障がい）	8	14.3%	50.0%
６．共同生活援助施設（障がい）	11	19.6%	42.3%
７．生活訓練施設（障がい）	2	3.6%	100.0%
８．無回答	1	1.8%	
計	56	100.0%	**50.9%**

調査Ⅳ－①と同施設に２枚づつ調査票を配布。小規模施設については、相談支援従事者が１名のところもあり、回収率は正確なものではないが、高齢者施設の回収率が高く、関心の高さが伺える。

【問２　所有の資格について】

	回答数	割合
１．精神保健福祉士	6	9.5%
２．社会福祉士	15	23.8%
３．その他	34	54.0%
４．無回答	8	12.7%
計	63	100.0%

社会福祉施設における相談支援従事者は、SWは約３割程度で、「その他」の回答としては、介護福祉士が大多数を占めており、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格、保育士等の回答があった。権利擁護支援に関する周知の必要性が読み取れる。

＜成年後見制度について＞

【問３　成年後見制度についてどの程度ご存知ですか】

	回答数	割合
１．よく知っている	22	39.3%
２．名前くらいは知っている	31	55.4%
３．全く知らない	0	0.0%
４．無回答	3	5.4%
計	56	100.0%

成年後見制度についての認知度は、「よく知っている」「名前くらいは知っている」合わせると、９割を超える方が回答。

【問４　利用者やご家族へ制度の説明をすることができますか】

	回答数	割合
１．できる	16	28.6%
２．できない・自信はない	40	71.4%
３．無回答	0	0.0%
計	56	100.0%

制度の名称については周知されているものの、詳しい内容については、周知されていないことがわかった。

【問５　本人情報シートを知っていますか】

	回答数	割合
１．知っている	10	17.9%
２．知らない	46	82.1%
３．無回答	0	0.0%

施設の相談員やケアマネジャーに記入を求められている本人情報シートは、**８割以上の相談員が「知らない」と回答**しており、周知に課題があると思われる。

計	56	100.0%

ある と思われる。

【問６　利用者様に制度の利用に向けた支援や検討を行ったことがありますか】

	回答数	割合
１．ある	25	44.6%
２．ない	31	55.4%
３．無回答	0	0.0%
計	56	100.0%

成年後見制度の利用支援は、半数の相談員が経験をされている。すでに制度を利用されて後に施設入所に至った事例もあるものと思われる。

【問７　制度が必要と感じた理由（複数回答）】

	回答数
１．悪質な消費被害にあったことがあるため	3
２．親族等から経済的な侵害を受けているため	6
３．入所や福祉サービス、医療に関する契約が必要なため	15
４．本人が財産管理をできないため	20
５．身近な親族がいないため	16
６．法的手続きが必要になったため	6
７．意思決定が難しくなったため	8
８．障害の程度は軽いが過去に金銭トラブルに巻き込まれたため	4
９．その他	1
１０．無回答	0
	79

成年後見制度利用の必要性を感じたきっかけとして、**「財産管理」「親族不在」「契約能力」**が多く、**「意思決定が困難になった」と回答された相談員も複数あり、生活の場としての悩みが見受けられる。**障がい者施設の特徴として、「利用者がトラブルに巻き込まれた」というものもあった。「その他」の回答は、「親族がいるが、本人との関係が希薄である」という回答であった。親族が不在であると同様、**家族機能の低下**という課題が現れている。

【問８　制度の利用に向けた支援や検討を行ったが利用に至らなかったことがありますか】

	回答数	割合
１．ある	18	72.0%
２．ない	7	28.0%
３．無回答	0	0.0%
計	25	100.0%

支援者が必要性を感じながらも、利用に至らなかったことがある。と回答した相談員は、**70%を超えている。**

【問９　制度の利用に至らなかった理由（複数回答）】

	回答数
１．どうやって手続きしたらよいかわからないため	0
２．利用すると、どんな効果があるかわからないため	0
３．費用がどのくらいかかるかわからないため	1
４．どういう人が後見人等になるか不安なため	2
５．家族と後見人等との違いがわからないため	1
６．後見人等の不正が怖いため	1
７．地域福祉権利擁護事業の利用のほうが簡単だったため	0
８．本人・家族が利用を望まないため	12
９．その他	5
１０．無回答	0
	22

問８の理由として、「本人・家族が利用を望まない」という回答が最も多く、**支援者の必要性と当事者の必要性にずれがある**ことが考えられる。制度利用が、本人にメリットが感じられるものであり、それを当事者に説明できることが望まれる。施設利用者と職員。という**立場上、説明が困難な場合があると思われる。**また、「後見人がだれになるのか不安」という回答も複数あり、**マッチング機能の必要性**も感じられる。

【問１０　制度の利用に係る申立ての手続きの対応を行った経験について（複数回答）】

	回答数
1．面接・訪問等による本人等の情報収集	5
2．申立書の書き方の助言	3
3．診断書作成のため担当医師への本人情報の伝達	6
4．戸籍や住民票取得のため市役所へ同行、委任での代理取得	4
5．通帳のコピー等必要となる添付書類をそろえる	4
6．登記されていないことの証明書発行に係る申請の手伝い	3
7．他機関から依頼された内容の対応	3
8．家庭裁判所への面談同行や調査官面談の立会	5
9．特に対応したことがない	8
１０．その他	1
１１．無回答	1
	43

どの項目においても一定の回答があり、あらゆる面で手続き支援に協力されていることがわかった。**地域連携ネットワークが構築され、多職種連携が図られるとより円滑にすすむ**のではないかと思われる。「その他」の回答は「パンフレットを渡した。説明まではできなかった」というものであった。

＜後見人の職務について＞

【問１１　成年後見人等の職務として認識されている内容について（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理や医療費・利用料等の支払い、財産管理	55
2．入院・入所時等の契約行為	47
3．入院診療計画、個別支援計画の同意	47
4．医療費・利用料等の保証	22
5．日用品の購入、提供、持ち運び	17
6．手術等の医療行為に関する同意	19
7．体調が急変した際や夜間の緊急連絡先	33
8．退院、転院、施設の変更の付添い搬送	17
9．死亡時の遺体、遺品の引き取り	11
１０．死亡届の提出	21
１１．火葬・埋葬の契約	18
１２．その他	3
１３．無回答	1
	311

社会福祉施設の相談員は、成年後見人の職務として「金銭管理」「入所契約」「支援計画の同意」「緊急連絡先」と回答された方が多かった。「医療費・利用料の保証」の回答も多く、**正しい理解を周知していく必要**も明らかになった。

【問１２　制度の利用により効果があったと思われることはありますか（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理ができるようになり、支払いが滞らなくなった	23
2．本人の意思が尊重されるようになった	11
3．虐待が解消された	5
4．支援のあり方に客観的意見をもらえるようになった	12
5．その他	8
6．無回答	19
	78

制度の利用効果について「金銭管理」がもっとも多く、次いで、「支援のあり方への意見」「本人の意思の尊重」など、**身上監護や意思決定についてのメリット**があることがわかった。一方で**無回答や「その他」の回答の中に「特にない」**というものもあった。

＜連携について＞

【問１３　制度が必要となった場合どうされますか（複数回答）】

	回答数
1．他機関へ相談	32
2．親族に相談	21
3．施設内で検討会議を行う	26
4．施設外の機関等も含め検討会議を行う	17
5．その他	0
6．無回答	3
	99

利用者に成年後見制度が必要となった場合、「他機関に相談」「施設内で協議」と回答していることが多かった。中には、「他機関も含めた検討会議」の回答も多く、より**円滑に第三者も含めた協議ができるよう、地域連携ネットワークの構築が求められる。**

【問１４　どこの機関等に相談しますか。（複数回答）】

	回答数
1．行政	12
2．地域包括支援センター	13
3．障害者相談支援センター	6
4．甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	22
5．家庭裁判所	1
6．法律の専門家	1
7．その他	2
8．無回答	4
	61

相談先として、**「ぱんじー」「地域包括支援センター」「行政」の順に多く**、「その他」として社会福祉協議会があがっていた。課題が多岐にわたるケースも想定されており、**専門の相談機関の必要性**が明らかである。

【問１５　ぱんじーをご存知ですか】

	回答数	割合
1．センターがあることを知っており、役割や機能についてもある程度知っている	34	60.7%
2．センターがあることは知っているが、役割や機能は知らない	10	17.9%
3．センターがあることを知らない	10	17.9%
4．無回答	2	3.6%
計	56	100.0%

80%以上の方が「ぱんじーを知っている」と回答されているが、20%近くの方が「知らない」と回答。**機能や役割については、約35%の方が「知らない**」と回答しており、名前だけではなく、機能や役割についても伝えていく必要がある。

【問１６　意思決定支援について、後見人等と相談しながら支援をしたことがありますか】

	回答数	割合
1．ある	31	55.4%
2．ない	22	39.3%
3．無回答	3	5.4%
計	56	100.0%

半数以上が意思決定支援について後見人等と相談をしたことがある。と回答しており、**施設相談員は、後見人等とのコミュニケーションが図られてい**ることがわかった。一方で40%を近くの回答は「ない」と回答しており、**後見人等による意思決定支援のあり方**について今後の課題

【問１７　意思を確認することが困難な場合の意思決定に関する支援はどのようにされますか(複数回答)】

	回答数
1．内部で検討会議を行い支援する	8
2．ケアマネジャーや計画相談担当者と相談し支援する	4
3．行政の担当者と相談して支援する	1
4．今まで意思決定に関する支援に携わることはなかった	12
5．その他	2
6．無回答	4
	31

意思決定が困難な場合の支援の方法については、確立されておらず、地域での**意思決定支援のあり方**について検討していく必要性がある。

〔調査Ⅴ　相談支援従事者対象アンケート調査〕

＜所属について＞

【問１　所属団体はどちらですか】

	回答数	割合	回収率
１．地域包括支援センター	17	15.9%	―
２．障がい相談支援事業所	21	19.6%	58.3%
３．介護保険居宅介護支援事業所	52	48.6%	53.1%
４．社会福祉協議会	6	5.6%	―
５．行政高齢福祉担当	2	1.9%	―
６．行政障がい福祉担当	4	3.7%	―
７．行政生活支援担当	3	2.8%	―
８．無回答	2	1.9%	―
計	107	100.0%	**66.0%**

地域包括支援センターが市直営ということもあり、どの立場での回答かが不明で、正確な回収率は得られなかった。また、各事業所に２枚づつの調査票の配布で、小規模事業所では、１人体制のところもあることから、回収率については、参考程度としたい。ただ、配布数に対する回収率としては、60％を超え、関心の高さがうかがえた。

【問２　職種は何ですか】

	回答数	割合
１．精神保健福祉士	7	4.9%
２．社会福祉士	38	26.4%
３．ケアマネジャー	61	42.4%
４．障害者特定相談支援専門員	15	10.4%
５．その他	21	14.6%
６．無回答	2	1.4%
計	144	100.0%

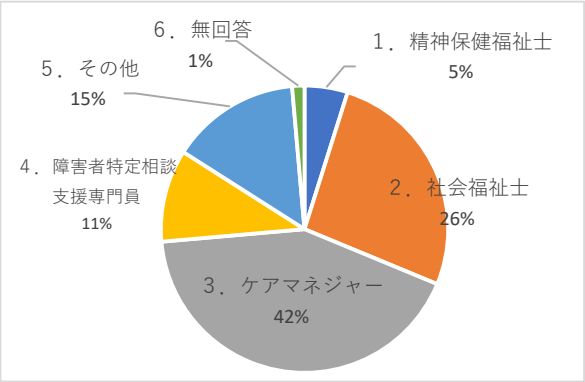

＜成年後見制度について＞

【問３　成年後見制度についてどの程度ご存知ですか】

	回答数	割合
１．よく知っている	59	55.1%
２．名前くらいは知っている	46	43.0%
３．全く知らない	0	0.0%
４．無回答	2	1.9%
計	107	100.0%

問３・４では、成年後見制度の名称の周知、内容の周知について尋ねた。名称はほとんどの方が知っているものの、半数以上の方は「制度の説明はできない」と、回答しており、制度の広報・啓発が求められる。

【問４　制度の説明をすることができますか】

	回答数	割合
１．できる	44	41.1%
２．できない・自信はない	62	57.9%
３．無回答	1	0.9%
計	107	100.0%

【問５　本人情報シートを知っていますか】

	回答数	割合
１．知っている	38	35.5%
２．知らない	68	63.6%
３．無回答	1	0.9%
計	107	100.0%

本人の生活をよく知る支援者が記入することが求められている「本人情報シート」であるが、60%以上の方が「知らない」と回答。周知に課題があると思われる。

【問６　制度の利用に至った方がいますか】

	回答数	割合
１．いる	34	31.8%
２．いない	73	68.2%
３．無回答	0	0.0%
計	107	100.0%

主に在宅で生活をされている方の支援者が回答者と推定。70%近くの方が制度利用に至った経験がない。と、回答。

【問７　必要と感じた理由（複数回答）】

	回答数
１．悪質な消費被害にあったことがあるため	5
２．親族等から経済的な侵害を受けているため	4
３．入所や福祉サービス、医療に関する契約が必要なため	17
４．本人が財産管理をできないため	28
５．身近な親族がいないため	19
６．法的手続きが必要になったため	7
７．意思決定が難しくなったため	15
８．障害の程度は軽いが過去に金銭トラブルに巻き込まれたため	6
９．その他	0
１０．無回答	0
	101

問６で「いる」と回答された34名の回答。「財産管理」「親族不在」「契約行為」「意思決定」の順でか回答数が多い。ほとんどの回答者が複数の項目で必要性を感じている。必要と感じる支援者と、そうでない支援者との意識の差が大きいことがわかる。ここに権利擁護支援の難しさがあり、支援者の気づきや力量が求められる。

【問８　制度の利用に向けた支援や検討を行ったが利用に至らなかったことがありますか】

	回答数	割合
１．いる	14	38.9%
２．いない	21	58.3%
３．無回答	1	2.8%
計	36	100.0%

制度の必要性を感じながらも、約４０％の支援者が「利用に至らなかった」と回答

【問９　利用に至らなかった理由（複数回答）】

	回答数
1．どうやって手続きしたらよいかわからないため	0
2．利用すると、どんな効果があるかわからないため	0
3．費用がどのくらいかかるかわからないため	1
4．どういう人が後見人等になるか不安なため	1
5．家族と後見人等との違いがわからないため	0
6．後見人等の不正が怖いため	1
7．地域福祉権利擁護事業の利用のほうが簡単だったため	1
8．本人・家族が利用を望まないため	11
9．その他	4
１０．無回答	1
	20

制度の必要性を感じながらも利用に至らなかった理由として最も多いのが「本人・家族が望まない」少数ではあるが、「費用が不明」「誰が後見人になるかわからない」「後見人の不正を恐れる」があった。「その他」の回答は、「申立人不在」があり、市長申立へのつなぎがうまくいかなかった事例も見受けられる。当事者と支援者との認識のずれや、当事者にメリットを感じてもらえるような仕組み作りが求められる。

【問１０　制度の利用に係る申立ての手続きの対応を行った経験について（複数回答）】

	回答数
1．面接・訪問等による本人等の情報収集	20
2．申立書の書き方の助言	8
3．診断書作成のため担当医師への本人情報の伝達	18
4．戸籍や住民票取得のため市役所へ同行、委任での代理取得	7
5．通帳のコピー等必要となる添付書類をそろえる	11
6．登記されていないことの証明書発行に係る申請の手伝い	6
7．他機関から依頼された内容の対応	12
8．家庭裁判所への面談同行や調査官面談の立会	6
9．特に対応したことがない	33
１０．その他	6
１１．無回答	25
	152

具体的な申立に係る手続きの支援については、「対応したことがない」「無回答」が多い。一方で対応をしたことがある支援者は「本人の情報収集」「医師との連携」「他機関との連携」などがあがっており、**申立の段階から多職種による連携が重要と考えられる。**より円滑に連携できるような**地域連携ネットワークの構築が求められる。**

【問１１　成年後見制度の普及や利用の促進に必要と思われること（複数回答）】

	回答数
1．市長申立の対応の柔軟性	47
2．成年後見制度利用支援事業の周知拡大	53
3．制度に関する情報提供や相談窓口の周知	55
4．市民や法人による後見人等の受任の拡大	28
5．事前のマッチングや後見人等の交代	29
6．多職種によるネットワークの構築	45
7．その他	7
	264

制度の普及や利用の促進には、「制度に関する情報提供や相談窓口の周知」「成年後見制度利用支援事業の周知拡大」「市長申立の対応の柔軟性」「多職種連携」の順に多かった。「市民や法人による後見人等の受任の拡大」や「事前のマッチングや後見人等の交代」に関する問題意識がある支援者も多い。特に甲賀圏域では、専門職後見人の数が少ないこと、法人後見受任団体も１カ所という現状から、受任者の確保は喫緊の課題である。また、「事前のマッチングや選任後の交代」についても、中核となる機関の重要な機能であることが明らかである。

【問１２　成年後見人等の職務として認識されている内容について（複数回答）】

	回答数
1．金銭の管理や医療費・利用料等の支払い等、財産の管理	105
2．入院・入所時等の契約行為	92
3．入院診療計画書・個別支援計画等に関する同意	83
4．医療費・利用料等の支払いが滞った際の保証	20
5．日用品の購入、提供、持ち運び	14
6．手術等の医療行為に関する同意	25
7．体調が急変した際や夜間の緊急連絡先	31
8．退院・転院・施設を変更する時の付添い搬送	18
9．死亡時の遺体・遺品の引き取り	15
10．死亡届の提出	34
11．火葬・埋葬の契約	27
12．その他	4
１３．無回答	0
	468

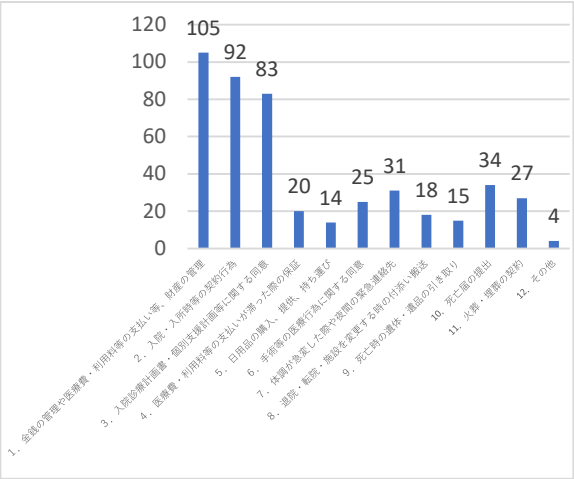

成年後見人の職務に対する理解としておおむね「金銭管理」「身上監護」の理解はあるが、「医療同意」「身元保証」も後見人の職務と認識されており、正しい理解の周知が必要。

【問１３　制度の利用により効果があったと思われること（複数回答）】

	回答数
1．金銭管理ができ、支払いが滞らなくなった	41
2．本人の意思が尊重されるようになった	16
3．虐待が解消された	10
4．支援のあり方に客観的意見がもらえるようになった	22
5．その他	9
6．無回答	57
	155

「金銭管理」「支援に対する客観的意見」「本人の意思尊重」の順に効果あったとの回答があった。「その他」の意見として、「契約がスムーズになった」「入所手続きがすすんだ」「親や支援者の安心感」という回答があった。**「無回答」が多い**のは、メリットが感じられていないことも推測できる。

【問１４　制度の利用が必要な場合の対応について（複数回答）】

	回答数
1．他機関等へ相談	80
2．親族に相談	37
3．関係者による検討会議を開催	32
4．行政に相談	19
5．地域包括支援センターに相談	41
6．障がい者相談支援事業所に相談	3
7．ケアマネジャーに相談	3
8．その他	3
9．無回答	11
	229

成年後見制度の利用が必要な場合、**多くの方が他機関へ相談している**ことがわかる。**多職種、他機関との連携が重要**。制度利用に至る前より地域連携ネットワークの構築が求められる。

【問１５　どこの機関等に相談しますか（複数回答）】

	回答数
1．甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	78
2．家庭裁判所	2
3．法律の専門家	5
4．その他	6
5．無回答	8
	99

相談窓口として、「ぱんじー」が認知されている。「その他」の回答は、「他の支援者」「なんでも相談会」「行政」「一般相談支援事業所」という回答があった。

【問１６　ぱんじーをご存知ですか】

	回答数	割合
1．センターを知っており、役割機能もある程度知っている	99	92.5%
2．センターがあるのは知っているが役割機能は知らない	5	4.7%
3．センターがあることを知らない	0	0.0%
4．無回答	3	2.8%
計	107	100.0%

甲賀圏域では、ぱんじーの認知度はかなり高いことがわかった。

【問１７　意思決定に関して、後見人等と相談しながら支援をしたことがありますか】

	回答数	割合
1．ある	54	50.5%
2．ない	47	43.9%
3．無回答	6	5.6%
計	107	100.0%

意思決定に関して後見人等が支援に加わっていることを尋ねたが、半数あまりの方がその経験がない。と回答。今後の課題である。

【問１８　意思を確認することが困難な場合の意思決定に関する支援はどのようにされていますか(複数回答)】

	回答数
1．内部で検討会議を行い支援する	16
2．ケアマネジャーや計画相談担当と相談して支援する	8
3．行政の担当者と相談して支援する	16
4．今まで意思決定に関する支援に携わったことはない	17
5．その他	9
6．無回答	7
	73

意思決定支援の具体的な内容についての質問。「内部で検討」「行政と相談」が多い。「その他」の意見として、「家族に相談」「支援会議にぱんじーを加える」「家族に相談することにうよって、本人と反対の立場が支持される」という回答もあった。さらに圏域での意思決定支援のあり方について検討する必要がある。